

# 安心生活創造事業における 「権利擁護」について



伊賀市介護高齢福祉課  
津田 顕克

伊賀市社会福祉協議会  
地域福祉部権利擁護課  
田邊 寿

# 三重県 伊賀の地域概況

伊賀は古くから「伊賀の国」として知られ、俳聖松尾芭蕉の生誕地であり、横光利一や荒木又右衛門などゆかりのあるところとして知られています。また、伊賀流忍者のふるさととしても知られています。

大阪・名古屋両大都市の約80km圏内にあります。

山地に囲まれた内陸盆地で、圏域の約6割を森林が占め、淀川の源流域として自然環境に恵まれたところです。



# 伊賀市のデータ (平成23年11月30日現在)

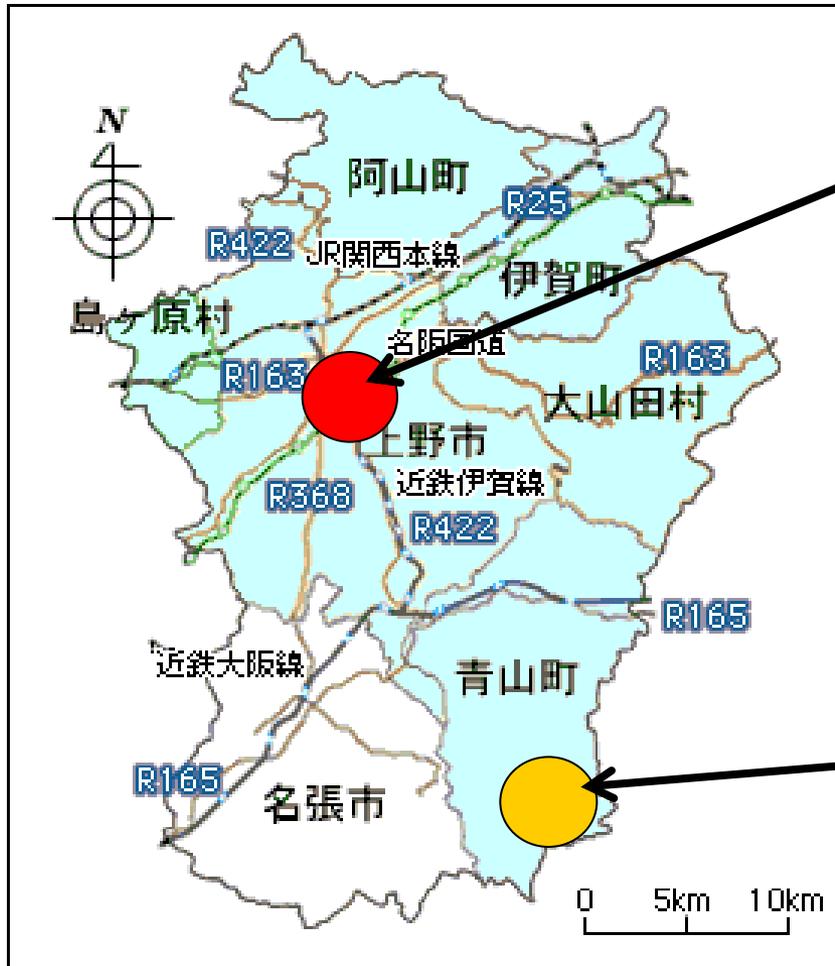
- ①人口99,366人
- ②世帯数39,689世帯
- ③高齢化率26.79%
- ④面積558.17km<sup>2</sup>

# 安心生活創造事業と地域福祉計画

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	…H27	
地域福祉計画	第1次					第2次		
安心生活創造事業				[事業実施期間]				

第1次計画を丁寧に実践し、  
第2次計画策定に活かす。

# 安心生活創造事業のモデル地区

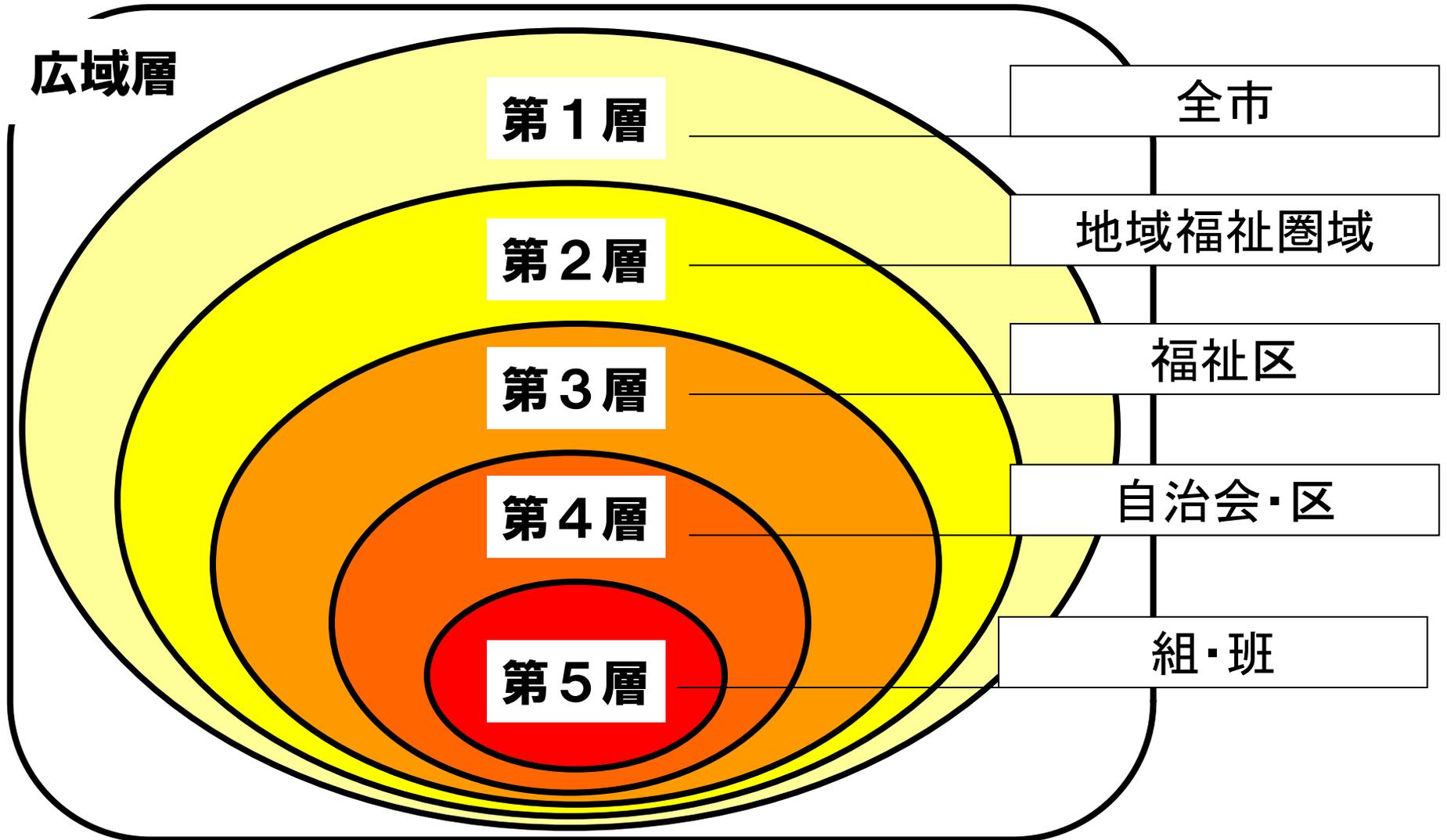


《モデル地区1》  
上野西部地区  
住民自治協議会  
《中心市街地型》

《モデル地区2》  
矢持住民自治協議会  
《中山間地型》

# 5つの圏域と広域層

広域層



# 伊賀市の安心生活創造事業

平成21～22年度

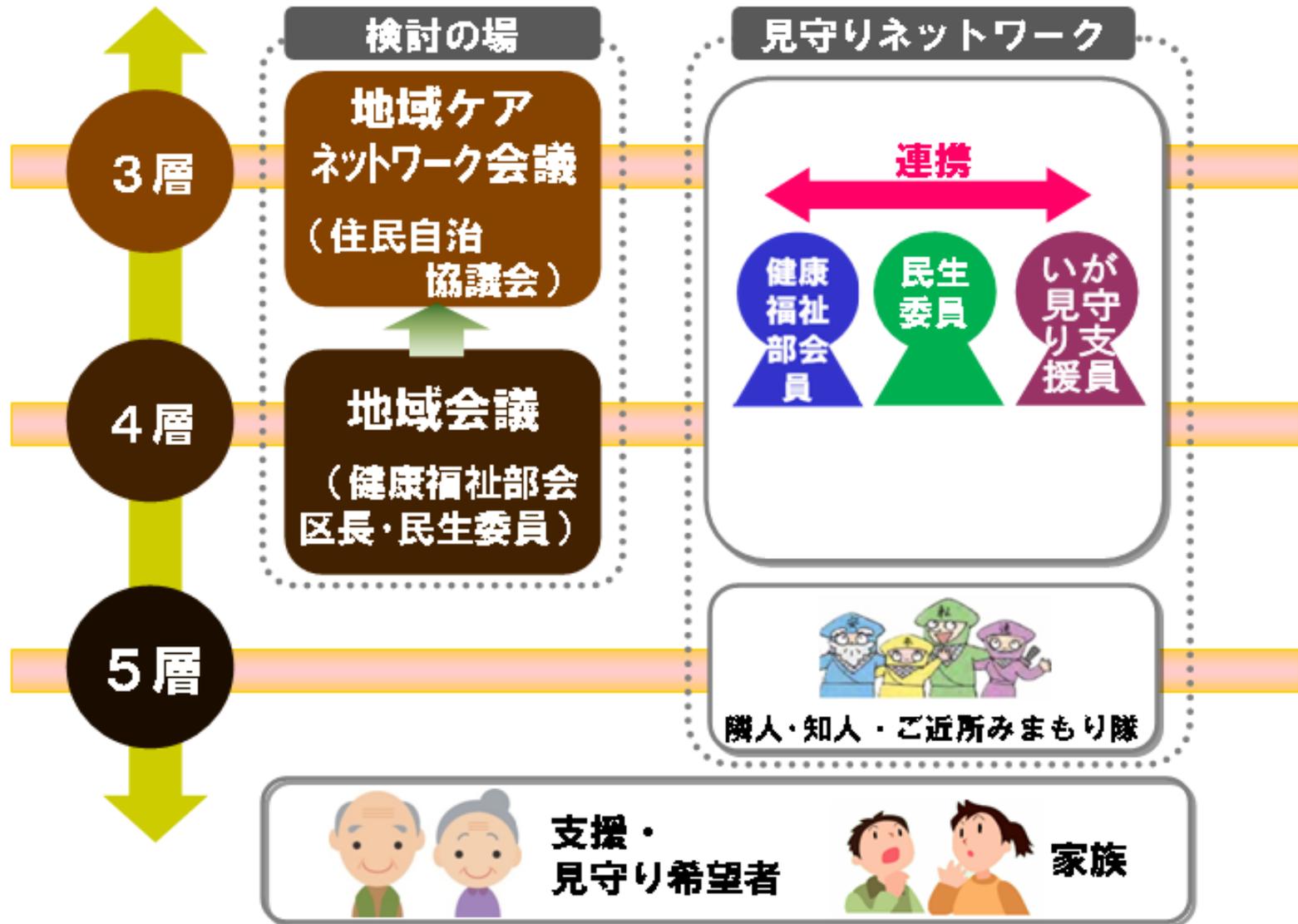
住民自治協議会と協働して、第3層より  
身近な地域での見守り支援体制の構築



平成23年度

自治協の基盤構築（完全自主事業化）  
行政・社協内部の施策等の連携強化

# 身近な地域での見守り支援体制



# いが見守り支援員の養成

## 基礎講座

「いが見守り支援員養成講座」

※講義3時間程度

年2回（10月・3月）開催  
予定の基礎講座を1回受講



## 専門講座【コース選択】

下記の各種専門講座を選択

※概ね20時間程度の専門  
講義・演習および現場実習

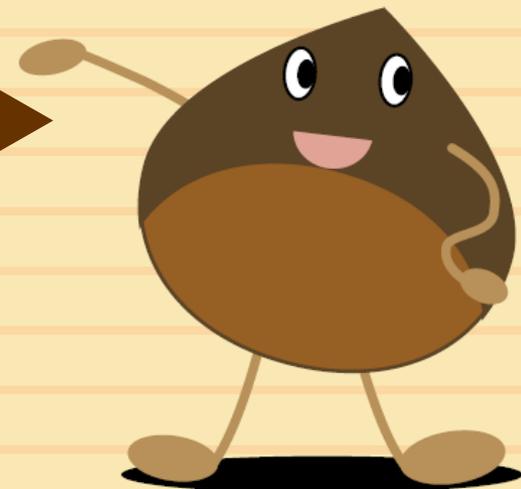
各種専門支援員

オプション講座

【随時】

代替（補講）や  
任意受講の  
単発講座

# いが見守り 支援員



# 市民ふくし大学講座の専門講座

やすらぎ支援員  
養成講座



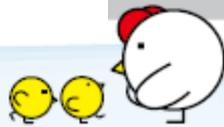
伊賀流

ふくし塾



福祉学習サポーター養成講座  
ジュニア民生委員養成講座

子育て支援  
担い手育成講座



悪徳  
撲滅!

いが



バスターズ  
養成講座

ふれあい・いきいきサロン  
サポーター養成講座



生活支援員

養成研修



# 住民同士の支え合い活動と権利擁護施策

## 地域福祉計画

### 住民同士の支え合い活動

#### 市民の困りごと

日中一人。昼間みんなで集まれる場がほしい。

一人暮らし。近所に知り合いがいなくて不安。

高齢者世帯。相手が病気や介護が必要になったら...

#### 住民による地域福祉活動 地域の新たな見守り体制

早期発見  
(安否、察知)

早期対応

情報支援

支援

危機管理

不安解消

消費者トラブルに巻き込まれた。

金銭管理ができない。引き受けてくれる人もいない。

判断能力が不十分のため、契約ができない。

施設入所。身元引受人になってくれる人がいない。

支援

悪徳商法対策

日常的な金銭管理等  
(日常生活自立支援事業)

後見人等による支援  
(成年後見制度)

地域福祉  
あんしん保証事業

権利擁護施策

権利擁護

# 地域で安心して暮らせない

- 世帯人数の減少
- 家族関係の希薄化
- 絆の弱体化(地縁・血縁・社縁)
- 悪徳商法の拡大(消費者トラブル)

等が背景であり、社会的支援、権利擁護を必要とする方は、ますます増加する

→ 予防・解決するためのしくみが必要

# 権利擁護支援の必要性

- 本人の支援者や関係者が何らかの金銭授受が伴う場合、トラブルになる可能性が高い。
- 相談、支援の必要性が高ければ、更なる検討
  - － 債務や滞納、消費者トラブルの可能性
  - － 生活費の困窮場合により、生活保護や年金の受給等の収入確保
- 支援方法の例
  - － 消費者トラブルの解決
  - － 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）
  - － 成年後見制度 など

# 予防的権利擁護支援の必要性①

- 将来、判断能力が低下する可能性がある。
- 相談支援の中で、将来的なリスクを検討
  - 家族や親族に頼める方がいるのか否か
  - 実際に親族等がない場合と何らかの理由で親族等に頼めない場合

## 予防的権利擁護支援の必要性②

- 支援方法の例

- 遺言の作成
- 任意後見制度の利用
- 死後事務契約等の締結

→働きかけないと、判断能力低下後では手続きは困難。

自己決定支援の難しさ。

# 伊賀における支援方法

- 悪徳商法対策

# 悪徳商法の問題は深刻

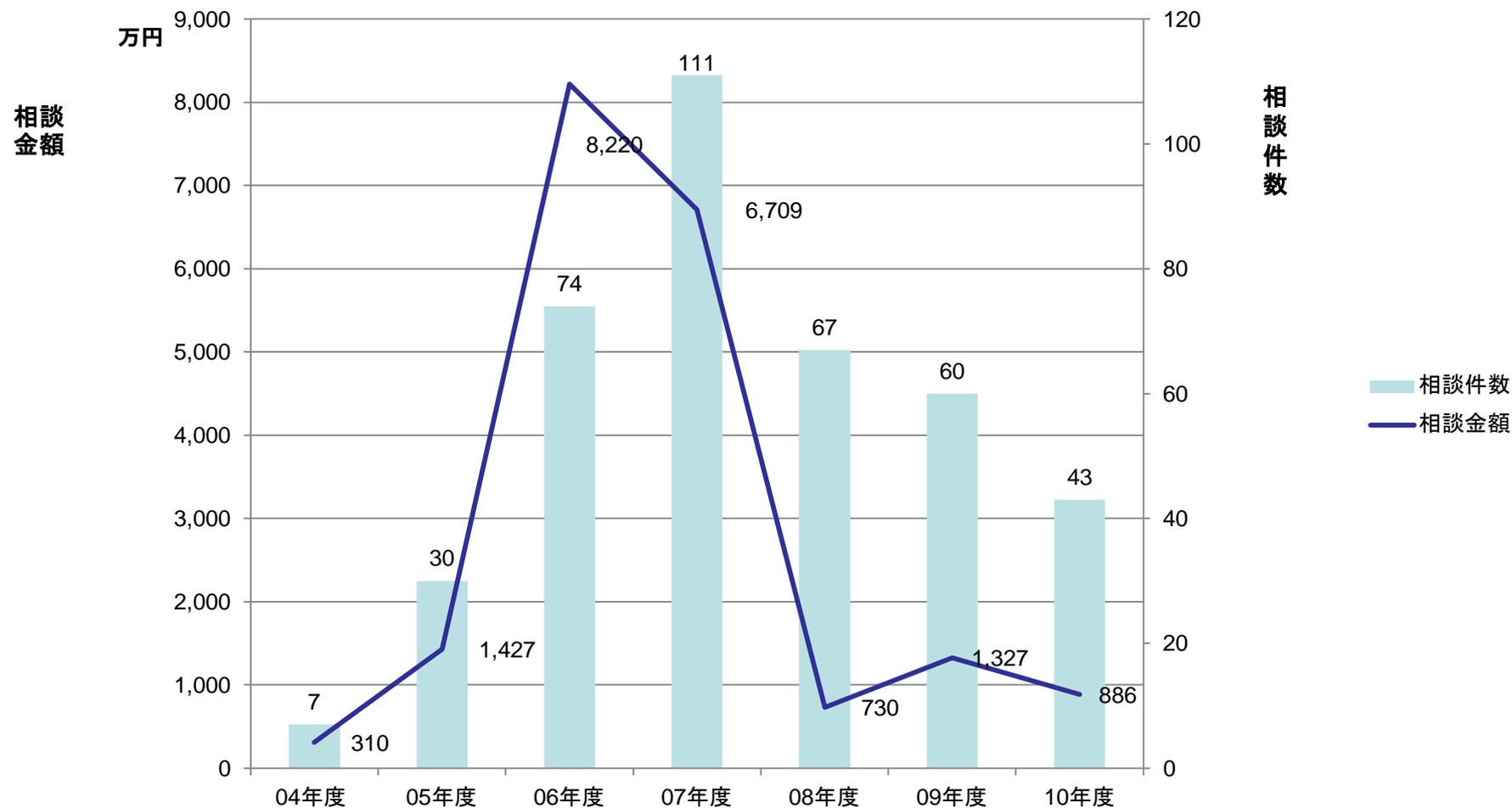
- 訪問販売などによって多額の負債を抱え、自宅を手放した人もある
- 負債は生活を圧迫し、租税や公共料金の支払いも滞る
- 明らかに高齢者や障がい者をねらっている
- 被害に遭っていても気づかなかつたり、自分が悪いと思ってしまう場合が多い
- マルチ商法などは友人関係など信頼関係を崩してしまう。……

# 社協が悪徳商法対策をする理由

- 伊賀地域に消費生活センターがない
- 消費生活センターは原則的に訪問しない
- 行政機関は業者と本人の中立を保たなければならないが、社協は本人の立場に立てる
- 多様な分野に関わる問題であることから横につなぐ必要がある→社協の機能の一つ
- 悪徳商法はニーズ発見や権利擁護の入り口

# 悪徳商法相談実績

## 悪徳商法相談実績



# 悪徳商法対策も ご近所の協力が大切

- ねらわれているのは高齢者や障がい者。
- 過去、訪問販売などに引っかかった方は、次々と様々なものを売りつけられる可能性がある。
- 悪質な訪問販売や勧誘があった場合は、近所へも連絡。隣近所で閉め出せば、2度とやってこない。
- 一人で悩まず、気楽に相談のできる体制を！！

**悪徳商法お断り!!**

 悪徳商法撲滅に取り組んでいます。

伊賀市  
三重県消費生活センター  
伊賀警察署・名張警察署  
伊賀市社会福祉協議会



# 伊賀における支援方法

- 日常生活自立支援事業  
（地域福祉権利擁護事業）

# 日常生活自立支援事業

認知症高齢者	34件
知的障がい者	46件
精神障がい者	65件
その他	13件
合計	158件

(平成23年11月末現在)

# 日常生活自立支援事業利用者の支援ニーズ

- ①生活全般にわたる課題とインフォーマル  
(近隣やボランティア)支援の不足
- ②判断能力の低下と社会的孤立が複合した  
問題 例「多問題家族」  
→対象者は、判断能力の不十分さと社会的孤立  
の問題を抱えている

# 伊賀における支援方法

- 成年後見制度

# 伊賀地域福祉後見サポートセンター

- ・ きめ細やかな福祉的な支援を必要とする人を対象とし、成年後見制度の利用支援を伊賀地域において行う「福祉後見サポートセンター」を開設。
- ・ 伊賀市・名張市委託
- ・ 平成18年8月開設

# 社会福祉協議会と成年後見制度との関わり

①受任

②調整（コーディネート、サポート）

③市民後見人の養成・支援

（監督人を含めて）

→社会福祉協議会という組織の活用

# 伊賀における具体的支援手法

- 保証機能にかかるとり組み

# 保証が求められる問題

## 求められる場面

- 入居(アパート、施設)、入所、入院、就労(就職)  
入学、借金・・・

- 家族や親戚が急激に減少



- 保証人のなり手が少なくなってきた

地縁・血縁・社縁 絆の弱体化

# 取り組みのきっかけ

日常生活自立支援事業や成年後見制度（伊賀地域福祉後見サポートセンター）に取り組む中で、住宅や施設、病院への入居・入院、就職等における身元保証や身元引受が生活支援上の課題となることがあった。

この経験に基づき、地域の課題として、これら「保証」に関する課題を位置づけ、研究事業を行った。

**平成20年度 厚生労働省社会福祉推進事業**

**地域福祉の推進における「保証機能」のあり方に関する研究事業**

**平成21年度 厚生労働省社会福祉推進事業**

**「地域福祉あんしん保証システム」構築事業**

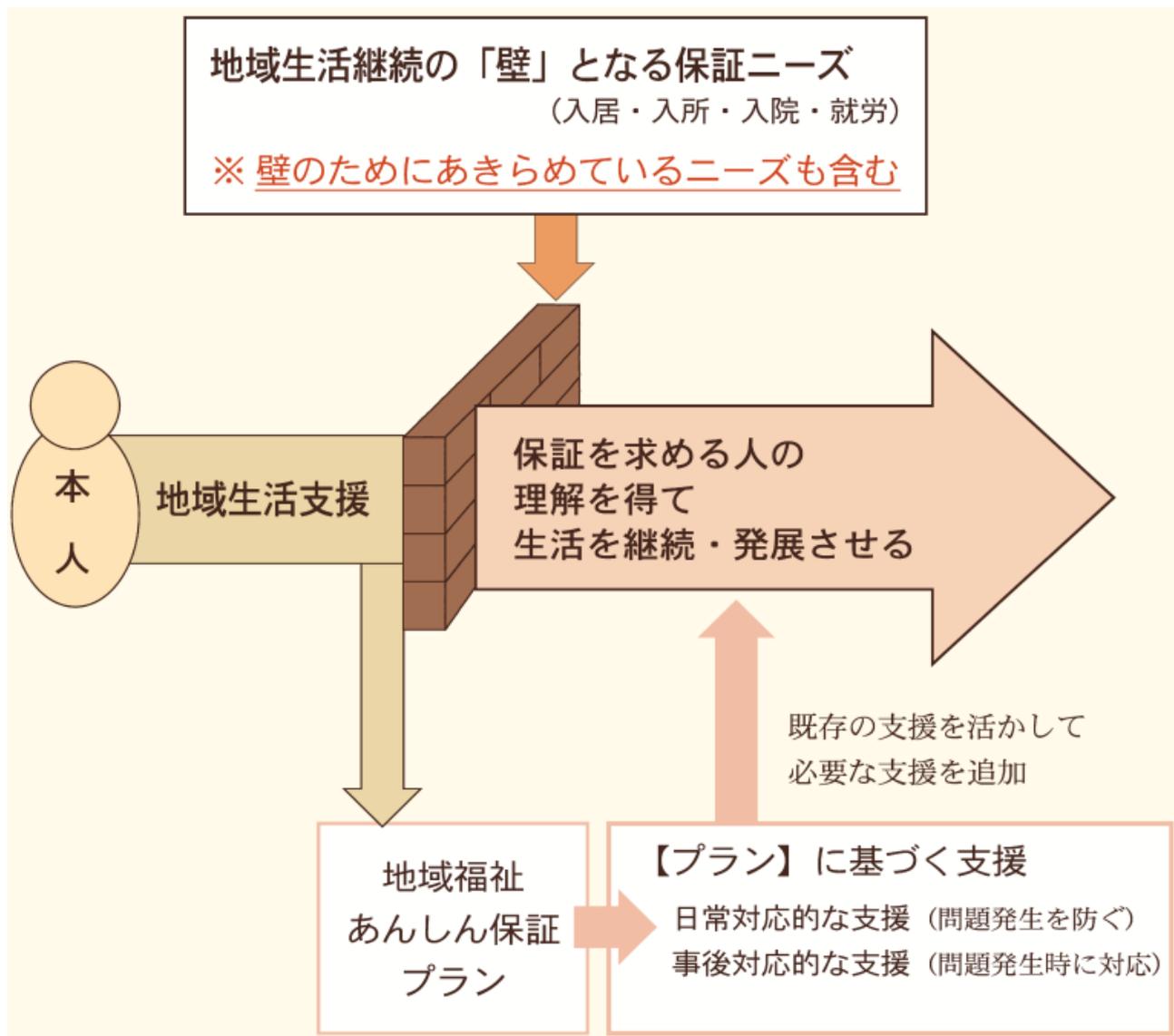
# 地域の仕組みとして保証機能の提案

- 見守りなど地域の力で解決すべきことは地域で解決
- 既存の制度やサービスで解決できる場合はそれを活用
- 保険など民間サービスで解決可能な場合はそれを活用
- 上記でも不可能な場合は地域で支える新たな仕組みを作る

## 地域福祉あんしん保証事業

高齢や障がいなど日常生活に支援が必要な人が、「保証人等」を求められた際、保証を求める側(事業者)と協議し、たとえば、家賃の滞納や緊急時の連絡対応等、保証等が必要とされる要因について、個別的に課題や対応を検討し、本人を支援する事業等を組み合わせることで、保証人等がいなくても、必要な入所、入居、入院、就職等ができる地域を目指すもの。

# 地域生活支援と「地域福祉あんしん保証事業」の関係



## －「地域福祉あんしん保証事業」の実施に向けて－①

「地域福祉あんしん保証事業」は、日常生活上で福祉的な支援ニーズのある人を対象として、一連の生活支援（地域福祉の視点に基づくソーシャルワーク）のなかで実施する。この取り組みは地域生活を継続していくうえで保証の問題が現に「壁」として現れている人だけでなく、保証が必要となることを予防するための支援、新たな自立生活の可能性を生み出すより積極的な支援も行う。

## —「地域福祉あんしん保証事業」の実施に向けて—

一連の地域生活支援のなかで「地域福祉あんしん保証事業」を効果的に機能していくためには、地域を基盤とした「コミュニティソーシャルワーク」(安心生活創造事業等)が不可欠となる。

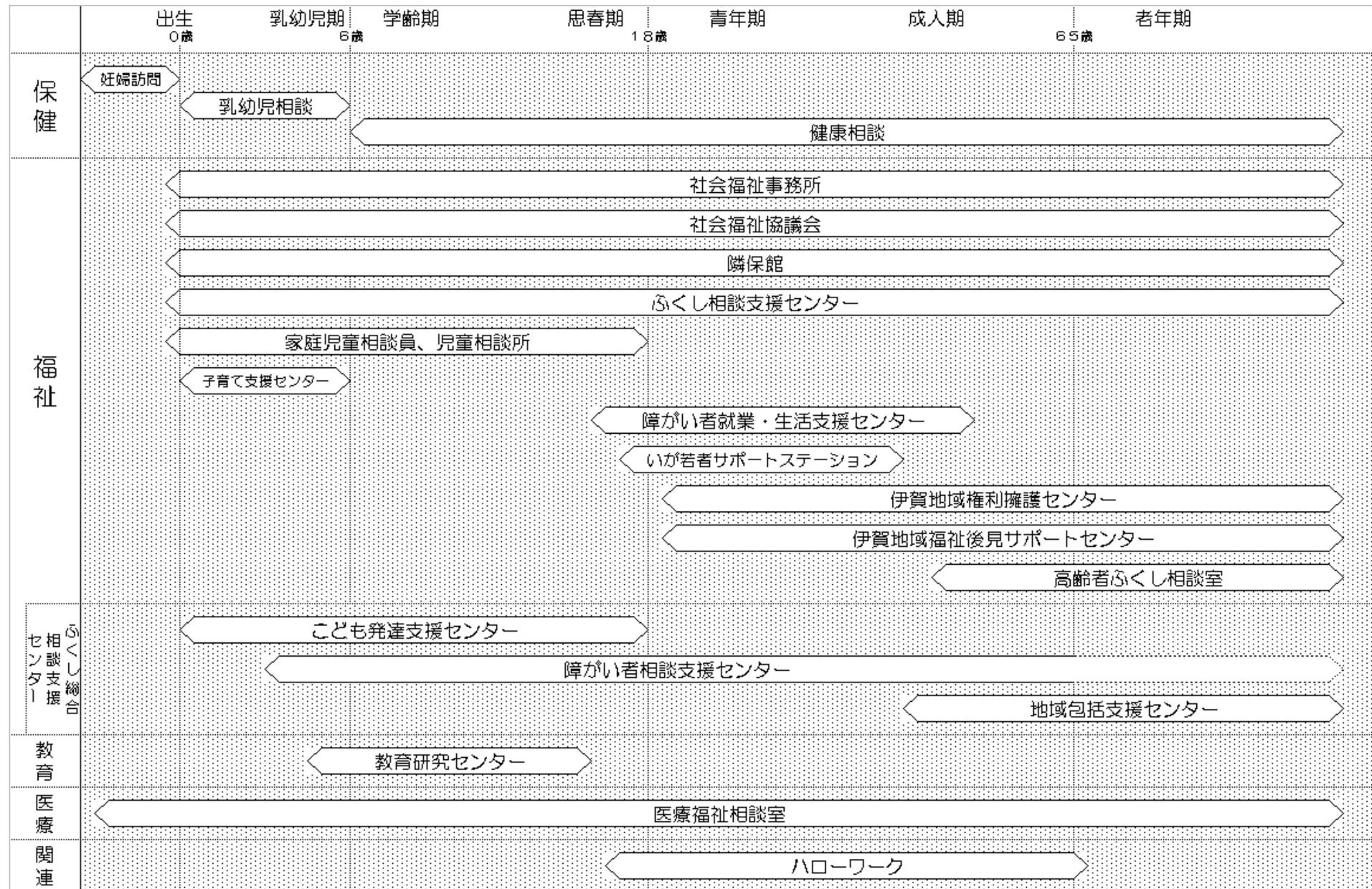
この取り組みは、地域福祉の推進と「コミュニティソーシャルワーク」の向上に寄与することができると考えられる。

## おわりに

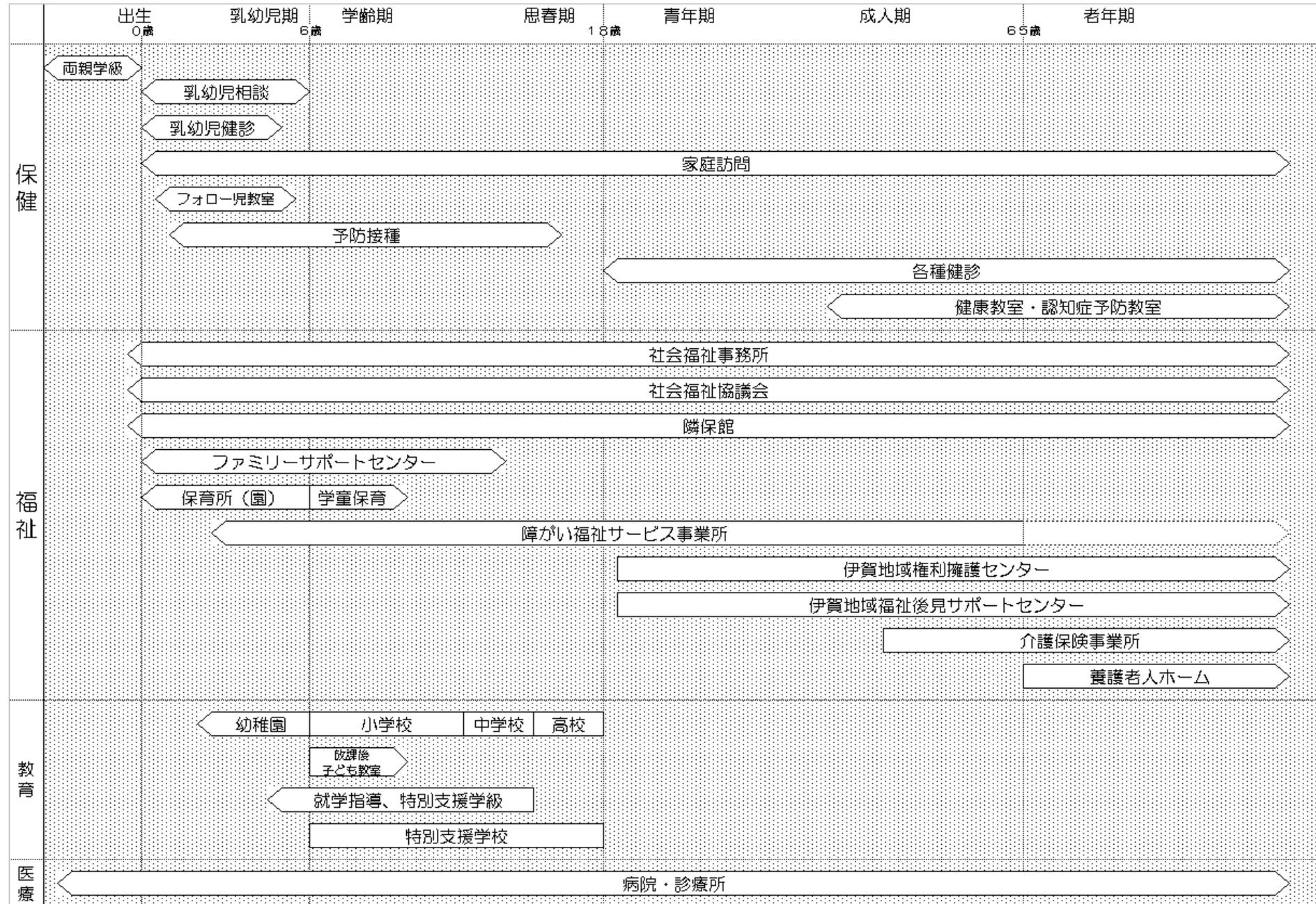
- 地域の福祉課題は、地域にこそ解決の手だてがある
- 住民が解決過程に参加することで、地域全体が住みやすくなる
- 情報は、多く発信すれば多く入る
- 市民や関係機関がつながることで大きな力を発揮する
- 職員（市・社協）は、地域福祉を進める調整役
- これからは「福祉でまちづくり」

ご静聴ありがとうございました

伊賀市における一生涯の支援 支援体制（相談機関編） ～伊賀市地域福祉計画より～

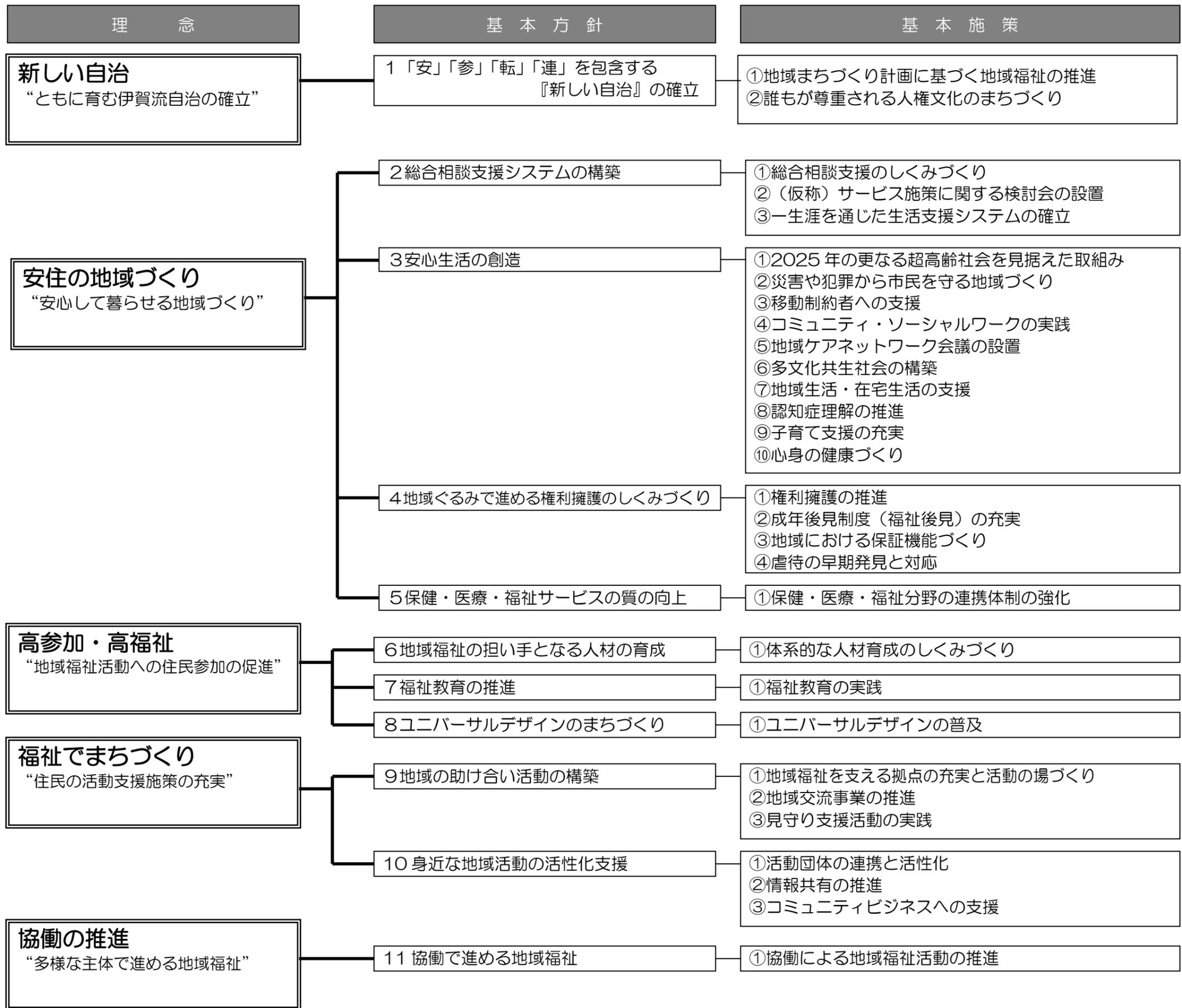


伊賀市における一生涯の支援 支援体制（支援機関編）



# 地域福祉計画

# 体系図



# 伊賀地域福祉後見サポートセンター組織図

